

第1四半期分

大阪港湾局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度月刊建設物価ほか8点買入	図書	一般財団法人建設物価調査会	¥3,367,452	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
2	令和5年度月刊積算資料ほか7点買入	図書	一般財団法人経済調査会	¥2,850,826	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
3	令和5年度港湾請負工事積算基準データ買入	図書	一般財団法人港湾空港総合技術センター	¥1,320,000	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
4	令和5年度自治体版土木工事積算基準データ買入	図書	一般財団法人日本建設情報総合センター	¥8,800,000	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
5	業務用小型貨物自動車長期借入(その9)	自動車賃貸	大阪トヨタ自動車株式会社	¥2,197,800	R5.5.2	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-
6	大阪港湾局緑地管理用職員輸送車長期借入(その2)	自動車賃貸	大阪トヨタ自動車株式会社	¥2,508,000	R5.6.5	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 月刊建設物価ほか8点買入

令和5年度 月刊積算資料ほか7点買入

2 契約の相手方

一般財団法人 建設物価調査会

一般財団法人 経済調査会

3 随意契約理由

本案件は、上記法人が発行（月刊・季刊）する「建設物価」及び「積算資料」等の書籍、電子書籍、それら書籍の掲載価格を電子化したデータファイル及び国土交通省積算基準の電子書籍の買入を行うものである。

請負工事費の算出には国土交通省積算基準を適用し、積算基準において、材料単価等の採用については、一般財団法人建設物価調査会が発行する「建設物価」等の掲載価格と、一般財団法人経済調査会が発行する「積算資料」等の掲載価格を比較し、廉価な方を採用するものである。

また、当局が運用する設計積算システムでは、両法人の電子データを使用して単価データファイルに登録・更新等を行っているものであり、「建設物価」及び「積算資料」等の書籍、電子書籍及び電子データファイルは、請負工事の積算業務に必要不可欠なものである。

当該書籍、電子書籍及びデータファイルは上記法人が出版元である。書籍については上記法人と年間購読契約することで割引価格での購入が可能であり、電子書籍及びデータファイルについては他者から入手して使用することは不可能なものである。

以上の理由により、上記法人を相手方とする随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 工務課(工務)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 港湾請負工事積算基準データ買入

2 契約の相手方

一般財団法人 港湾空港総合技術センター

3 随意契約理由

本案件は、令和5年度改訂版「港湾土木請負工事積算基準」を電子化したデータの買入を行うものである。

当局では港湾請負工事の積算に当たって「国土交通省港湾請負工事積算基準」を使用しているが、本買入データはその第1部「港湾土木請負工事積算基準」の施工歩掛や工種体系等を電子データ化したものである。

当局が運用する設計積算システムは当該データを使用して毎年度改定される積算基準データを更新する仕様となっているため、当該データは工事積算に必要不可欠なものである。

また当該データは上記法人のみが提供元であり、他者から入手して使用することは不可能なものである。

以上の理由により、上記法人への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 工務課(工務)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 自治体版土木工事積算基準データ買入

2 契約の相手方

一般財団法人 日本建設情報総合センター

3 随意契約理由

本案件は令和5年度版「国土交通省土木工事標準積算基準書」を電子化したデータの買入を行うものである。

当局では土木請負工事の積算に当たって「国土交通省土木工事標準積算基準書」を使用しているが、本買入データはその「共通編」、「河川・道路編」、「電気通信編」、「機械編」の積算歩掛や工種体系等を電子データ化したものである。

当局が運用する設計積算システムは当該データを使用して毎年度改定される積算基準データを更新する仕様となっているため、当該データは工事積算に必要不可欠なものである。

また、当該データは、上記法人のみが作成・提供することが可能となっており、その利用は上記法人との1年単位の契約のみに限定されている。

以上の理由により、上記法人への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 工務課(工務)

随意契約理由書

次のとおり随意契約を依頼します。

1 案件名称

業務用小型貨物自動車長期借入（その9）

2 契約の相手方

大阪トヨタ自動車株式会社

3 随意契約理由

本借入は、本市管理土地の商品化に伴う現地調査や地元や関係先との調整に必要な職員の輸送及び各種機器の運搬に使用するための小型貨物自動車1台の借入を行うもので業務遂行上、必要不可欠なものである。

今回、令和5年6月30日に契約期限を迎える借入車両は適切なメンテナンスが行われており故障等の不具合もなく、継続使用に支障のない良好な状態である。

したがって、上記受注者と再リース契約（令和5年7月1日～令和10年6月30日）を行えば、別業者と新たにリース契約を結ぶより経費削減を図ることができる。

以上の理由により本借入について、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局営業推進室 管財課

随意契約理由書

次のとおり随意契約を依頼します。

1 案件名称

大阪港湾局緑地管理用 職員輸送車 長期借入（その2）

2 契約の相手方

大阪トヨタ自動車株式会社

3 随意契約理由

本借入は、施設管理課(緑地管理)に勤務する職員を現場等へ送迎するための輸送車1台の借入を行うもので業務遂行上、必要不可欠なものである。

今回、令和5年6月30日に契約期限を迎える借入車両は適切なメンテナンスが行われており故障等の不具合もなく、継続使用に支障のない良好な状態である。

したがって、上記受注者と再リース契約（令和5年7月1日～令和10年6月30日）を行えば、別業者と新たにリース契約を結ぶより経費削減を図ることができる。

以上の理由により本借入について、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 施設管理課（緑地管理）